

(類似業種比準価額の計算方法)

[Q15] 特定非常災害の発生後に取得した取引相場のない株式等を類似業種比準方式で評価する場合には、特定非常災害による影響は考慮されますか。

[A]

特定地域内に保有する資産の割合が高い法人(特定非常災害発生日において保有していた資産の特定非常災害の発生直前の価額(特定非常災害の発生直前における時価(相続税評価額))の合計額のうちを占める特定地域内にあった動産(金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額の割合が10分の3以上である法人)の株式等を、特定非常災害発生日から同日の属するその法人の事業年度末までの間に取得した場合において、その株式等の価額を類似業種比準方式で評価するときには、評価通達183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))に定める評価対象法人の「1株当たりの配当金額」等は次によることができます。

① 「1株当たりの配当金額」は、次の②により計算した「1株当たりの利益金額」に次に掲げる割合(直前期末以前2年間の平均配当率)を乗じて計算した金額

評価通達183(1)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価対象法人の剰余金の配当金額の合計額

評価通達183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価対象法人の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

② 「1株当たりの利益金額」は、評価通達183(2)に定めるところにより計算した「1株当たりの利益金額」と特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間(以下「被災事業年度」といいます。)における所得金額を基として計算した利益金額の見積額(以下「見積利益金額」といいます。)を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によります。)で除して計算した金額との合計額(その金額が負数のときは0とします。)の2分の1に相当する金額

③ 「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」は、評価通達183(3)に定める「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」。

ただし、見積利益金額が欠損となる場合には、直前期末における資本金等の額及び利益積立金額の合計額からその見積利益金額(欠損額の絶対値)を控除することによる調整を行うことができます。

(注) 1 この場合において、特定の評価会社の株式等に該当するかどうかの判定は、上記①から③の金額によらず、評価通達189((特定の評価会社の株式))の定めにより行います。

2 見積利益金額の具体的な計算方法については、Q16(類似業種比準価額の計算における見積利益金額の具体的な計算方法)を参照してください。

【関係法令等】

災害個別通達 8

措置法通達 69 の 6 ・ 69 の 7 共 - 4

評価通達 183、189